

バーの再開手順：付録 Y-1

2021年5月6日木曜日 12:01AMより有効

最新の更新内容：(変更箇所は黄色で強調表示)

5/5/2021:

- バーは屋内サービスを再開することができます。変更が加えられ、屋内収容人数は、最大占有率の25%または100人のいずれか少ない方とします。
- 屋内外の座席に関する要件が明確化されました。
- テレビは屋内外の食事エリアで使用することができます。
- ライブエンターテイメントは屋外でのみ許可されています。屋内でのライブエンターテイメントは許可されていません。

COVID-19の症例率、入院数、及び死亡数はある程度減少し、安定しているように思われますが、COVID-19は引き続き地域社会に高いリスクをもたらしているため、すべての市と企業が予防策を講じ、拡散のリスクを軽減するためにその運営や活動を変更することが必要とされています。

ロサンゼルス郡が州内の経済活動再開に向けた新たな枠組みの「Tier 黄色」に入ったため、本手順は、いくつかの地域の活動に特化した制限を解除するために更新されました。企業は、慎重に運営を変更し、本手順に記載されている要件を遵守して、事業運営に於ける COVID-19 の潜在的な拡散を軽減する必要があります。

本手順及び以下の要件は、ロサンゼルス郡公衆衛生局によってリスクの低いレストランとして営業再開が許可されているバーに特化したものです。

- 施設内で食事サービスを提供するバーは、[レストランの再開手順：付録I](#)に記載されている屋外での食事に関するすべての要件に準拠する必要があります。敷地外で消費されるビール、ワイン、またはスピリッツの販売が現在許可されているバーは、[小売施設の再開手順：付録B](#)にも従う必要があります。
- バーは、ボウリング場、ゲームボード、ビリヤード台などのライブエンターテイメントやゲームの運営を、変更または安全な運営を開始できるようになるまで中止する必要があります。
- カリフォルニア州保健安全法第 13789(c)(5)条による食品施設の定義から免除され、運営に衛生許可を必要としないワインまたはビールの試飲施設のあるワインまたはビールを生産するワイナリー及び醸造所は、[醸造所、ワイナリー、クラフト蒸留所の再開手順](#)に従う必要があります。
- バーは、ロサンゼルス郡公衆衛生局の[屋外での着席式ライブイベント及びパフォーマンスに関する手順](#)に準拠して、屋外で着席ライブイベントまたはパフォーマンスを主催することができます。

本手順に従って営業を行うすべてのバーは、本手順で求められる変更とともに、最大収容人数の **25%または100人のいずれか少ない方**で、屋内外のサービスを再開できます。

COVID-19 は主に、人々が COVID-19 感染者の近くにいる場合、またはその人と直接接触している場合に拡散します。COVID-19 感染者が咳やくしゃみをしたたり、歌ったり、話したり、呼吸をする際に、呼吸器飛沫が生じます。また、アメリカ疾病予防管理センターによると、COVID-19 の蔓延のリスクは、以下に説明するように、飲食中にフェイスマスクを取り外し、同一世帯以外の人とのやり取りが増えるため、レストラン施設で増加します。

- **リスクが最も低い**：食品/飲料サービスは、ドライブスルー、配達、テイクアウト、カーブサイドでの持ち帰りに限定されている。
- **リスクがより多い**：ドライブスルー、配達、テイクアウト、カーブサイドピックアップが強調されている。施設内での飲食サービスは屋外席に限定している。テーブル同士の間隔をより離すことができるように、座席数を減らす。
- **リスクがより高い**：テーブル間隔をより離して配置できるように、屋内の座席数を減らした施設内での飲食。及び/または屋外席を備えた敷地内での飲食。ただし、テーブルの間隔をより広く離していない。

- **リスクが最も高い**：屋内席のある施設内での食事。座席数を減らすことはなく、テーブルの間隔もより広く離していない。

本方針に於ける、「世帯」という用語は、「単一の生活単位として一緒に暮らす人」と定義され、寮、フラタニティやソロリティ、修道院、修道院、または住宅介護施設などの組織的な集団生活、及び寄宿、ホテル、モーテルなどのような商業的居住施設を含みません。¹「スタッフ」及び「従業員」という用語は、従業員、ボランティア、インターン、研修生、学者、及び現場で作業を行う他のすべての個人を意味します。「訪問者」または「顧客」という用語は、一般の人々、及びビジネスまたはサイトで時間を過ごすスタッフまたは従業員ではないその他の人々が含まれます。「施設」、「サイト」という用語は両方とも、建物、敷地、及び許可された活動が行われる隣接する建物または敷地を指します。「LACDPH」はロサンゼルス郡公衆衛生局を意味します。

本手順書では、以下に該当する場合、「ワクチン接種を完了している」とみなされます。

- PfizerまたはModerna製ワクチンのような、接種を2回受ける必要のあるワクチンの場合、2回目の接種を受けてから2週間以上経過している。または、
- Johnson & Johnson [J&J] / Janssen製ワクチンのように、1回の接種が1回で済むワクチンの接種を受けてから2週間以上経過している場合

* これは、食品医薬品局によって緊急使用が現在許可されている COVID-19 ワクチン (Pfizer -BioNTech、Moderna、及び Johnson and Johnson (J&J) / Janssen 製ワクチン) に適用されます。このガイダンスは、世界保健機関によって緊急使用が許可されている COVID-19 ワクチン (AstraZeneca/Oxford 製ワクチン) にも適用されます。WHO 承認の COVID-19 ワクチンの詳細については、[WHO のウェブサイト](#)をご覧ください。

州の公衆衛生担当官によってバーに課せられた要件に加えて、バーはこれらの安全及び感染管理手順にも準拠する必要があります。

注意：本文書は追加情報や情報源が利用可能になる度に更新される場合があるため、ロサンゼルス郡のウェブサイト <http://www.ph.lacounty.gov/media/coronavirus/> を定期的に確認して、本文書や関連方針の更新をチェックしてください。

本チェックリストの内容：

- (1) 職場に於ける従業員と健康を保護するための方針と実践
- (2) 物理的距離を確保するための措置
- (3) 感染防止対策
- (4) 従業員及び一般市民とのコミュニケーション
- (5) 重要なサービスの平等なアクセスを確保するための対策

施設が再開手順に取り組む際、これらの5つの重要点を考慮する必要があります。

本指導書の対象となるすべての事業は、以下に記載されているすべての適用可能な対策を実施し、対策が実施されていない場合は、それが適用されていない理由を説明する必要があります。

事業名：

施設住所：

以前の最大収容人数：

制限収容人数：

投稿日：

¹ ロサンゼルス郡コード、タイトル 22. §22.14.060 - F. 家族の定義 (Ord. 2019-0004 § 1, 2019.)

https://library.municode.com/ca/los_angeles_county/codes/code_of_ordinances?nodeId=TIT22PLZO_DIV2DE_CH22.14DE_22.14.060F

**A. 職場に於ける従業員の健康を保護するための方針と実践
(施設に当てはまるものをチェックしてください。)**

- ❑ 在宅勤務で職務を果たせる従業員には、在宅勤務が指示されている。
- ❑ 影響を受けやすい従業員（65歳以上、妊娠中、慢性疾患のある人）には、可能な限り在宅勤務で行うことができる作業が割り当てられており、懸念がある場合は医療従事者、または産業保健サービスに相談して、職場復帰をするのに適切な決断をする。
- ❑ 全ての従業員は、体調がすぐれないまたはCOVID-19の感染者に曝露システムした場合出勤しないように指示されている。
- ❑ LACDPHの[入場時のスクリーニングのガイダンス](#)に従って、従業員、マネージャー、及び配達員が職場に入る前に症状の確認を行っている。スクリーニングには咳、息切れ、呼吸困難、発熱、寒気の有無、及びその個人が現在隔離・検疫命令下にあるかどうかを含める必要がある。これらの確認は遠隔か、従業員の出勤時に対面式で行うことが出来る。可能であれば職場での検温を行う。
 - 症状確認で陰性の場合（クリア）。過去 10 日間に特定の既知の COVID-19 症例との接触がない場合は、その日の入場が許可される
 - 症状確認で陽性の場合（クリアしない）
 - その個人が COVID-19 のワクチン接種を完了²しておらず、過去 10 日間に既知の COVID-19 症例と接触した場合、または現在検疫命令を受けている場合、その個人は施設への立ち入りや勤務はできず、自宅で検疫するために直ちに帰宅させる。
ph.lacounty.gov/covidquarantineに掲載されている検疫の手順を提供する。
 - その個人が上記の症状のいずれかを示しているか、現在隔離命令を受けている場合、その個人は施設への立ち入りや勤務はできず、自宅で隔離を行うために直ちに帰宅させる。
ph.lacounty.gov/isolationに掲載されている隔離手順を提供する。
- ❑ 従業員は雇用者や政府出資の病気休暇の権利についての情報を提供され、金銭的に病気休暇が簡単にできるような補償を得ることが出来る場合がある。[2021年のCOVID-19補足有給病気休暇法に基づく従業員の病気休暇の権利を含む、COVID-19における病気休暇および労災補償を支援する行政のプログラム](#)に関する追加情報を参照する。
- ❑ 一名以上の従業員がCOVID-19検査で陽性反応を示した、またはCOVID-19の症状と一致する症状を発症している報告を受けた場合、雇用主は直ちに感染者に自宅隔離を促し、その従業員に職場で曝露したすべての従業員に自己検疫を促す計画または手順を準備している。雇用主の計画では、追加のCOVID-19管理対策が必要となるよう、職場での曝露があったかどうかを判断するために、すべての検疫中の従業員がCOVID-19検査を実施する、または検査の手配をする手順を検討する。[職場に於けるCOVID-19への対処方法](#)に関する公衆衛生局のガイダンスを参照している。
- ❑ オーナー、マネージャー、または運営者が14日間以内に職場内で3件以上の症例を確認した場合、雇用主はこの発生を公衆衛生局、(888) 397-3993 または (213) 240-7821、もしくはオンラインで www.redcap.link/covidreport に報告する。職場でクラスターが特定された場合、公衆衛生局は、感染対策の指示と推奨事項、技術的支援、及び職場固有の対策の提供を含むクラスターへの対応を開始する。公衆衛生局のケースマネージャーがクラスターの調査の担当に割り当てられ、施設の対応への指示をサポートする。
- ❑ 他者と接触する従業員に鼻と口を覆う適切なフェイスマスクを無料で提供している。詳細については、LAC DPH COVID-19マスクのウェブページ：<http://publichealth.lacounty.gov/acd/ncorona2019/masks> を参照する。勤務中、他者と接触するまたはその可能性がある従業員は常時フェイスマスクを着用しなければならない。医療従事者からフェイスマスクを着用しないように指示されている従業員は、状態が許す場合

² 接種を 2 回受ける必要のあるワクチン（Pfizer-BioNTech または Moderna 製）の場合、2 回目の接種を受けてから 2 週間以上、またはワクチンを接種が 1 回で済むワクチンの接種を受けてから 2 週間以上経過している（Johnson&Johnson[J&J]/Janssen 製）人が、ワクチン接種完了者とみなされます。

に限り、州命令に準拠した下端にドレープが付いたフェイスシールドを着用しなければならない。ドレープはあごの下にフィットするものが好ましい。一方向弁付きのマスクは使用してはならない。

- 従業員は、鼻と口の両方を覆ってフェイスマスクを着用することや、フェイスマスクを毎日洗濯または交換する必要があることなど、フェイスマスクの適切な使用と手入れについて指導されている。
- 顧客と接触する、または接触する可能性のある接客スタッフとその他の従業員にフェイスシールドを提供し、従業員はこれを着用する（これには、顧客とやり取りする接客係、ウェイター、給仕人、使い走り、接客エリアに出入りするその他の従業員が含まれますが、これらに限定されない）。フェイスマスクに加えて、フェイスシールドを着用する。フェイスマスクは、着用者の飛沫から他者を保護し、フェイスシールドは、着用者を他者の飛沫から保護するのに役立つ。フェイスシールドは、雇用主にワクチン接種完了の証明書を提示する従業員についてはオプションとなります。マスクを着用しなければなりません。COVID-19に対するワクチン接種完了の証明書を提示し、フェイスシールドを着用しないことを選択したワクチン接種完了者の従業員の場合、雇用主は、これらの従業員のそれぞれがワクチン接種完了の証明書を提示したことを文書化した記録を作成して保管する必要があります。雇用主は、提示されたワクチン接種完了の証明書のコピーを保管する必要はありません。
 - 接種を2回受ける必要のあるワクチン（Pfizer-BioNTech製またはModerna製）の場合、2回目の接種を受けてから2週間以上、またはワクチンを接種が1回しきりのワクチンの接種を受けてから2週間以上経過している（Johnson&Johnson[J&J]/Janssen製）場合、ワクチン接種完了者とみなされます。
 - 従業員がCOVID-19のワクチン接種完了の証明として雇用主に提示することが認められる書類は以下の通りです：ワクチン接種カード（ワクチン接種者の氏名、提供されたワクチンの種類、最後に接種を受けた日付を含む）、または別の書類としてのワクチン接種カードの写真、または携帯電話もしくは電子機器に保存された接種を受けた人のワクチンカードの写真、または医療従事者から提供されるワクチン接種に関するワクチン接種完了の書類（ワクチン接種を受けた人の氏名、及びその人がCOVID-19のワクチン接種を受けていることを確認する内容を含む）。
- フェイスシールドは製造元の指示に従って使用され、清掃・消毒されている。
- フェイスマスクが常時正しく着用されているようにするために、従業員は、マスクを安全に取り外して他の人から物理的に離れることのできる休憩時間を除き、飲食が禁じられる。飲食する場合は、従業員は常に他の人が少なくとも6フィートの距離を取る。可能であれば、屋外で他の人から離れて飲食することが推奨される。
- 個々の顧客またはクルーサービスを提供する従業員の数は、賃金及び時間の規制に従って制限する。
- 従業員が食事や休憩に使用する部屋やエリアは、以下の対策を実施することにより占有率が低下し、従業員間のスペースが最大に保たれている。
 - 休憩に使用する部屋またはエリア内で個人間の距離を少なくとも6フィート確保することができ、最大収容人数を掲示する。
 - 食事や休憩に使用される部屋やエリアの占有率を減らすために、休憩や食事の時間をずらす。
 - テーブルを少なくとも8フィート離して配置する。収容数を減らすために座席を取り除くか座席にテープを貼る、距離を確保するために床に目印を付け、対面での接触を最小限に抑えるように座席を配置する。仕切りの使用は、拡散をさらに防ぐために推奨されるが、収容人数の削減、物理的距離の確保の代替とはみなされない。
- 従業員は、頻繁に手を洗う事、手指消毒剤の使用、適切なグローブの使用を含む手指衛生の習慣を守るよう指示されている。
- 従業員は頻繁に手を洗う時間が与えられている。
- 従業員は、咳やくしゃみをする場合はティッシュで覆い、使用後のティッシュはすぐにゴミ箱に捨て、すぐに温水と石鹸で少なくとも20秒間手を洗うよう指示されている。
- 全ての従業員、ベンダー、及び配達サービス業者は、他者が周囲にいる場合には、物理的距離を確保し、フェイスマスクを着用することが指示されている。
- 休憩所、トイレ、その他の共有エリアは以下の頻度で、営業時間中は1日1回以上消毒されている。スケ

ジュールは以下の通り:

- 休憩所 _____
- トイレ _____
- その他 _____

- 従業員が利用できる消毒剤及び関連用品は以下の場所に常備している:
- COVID-19に対して効果的な手指消毒剤は、以下の場所に保存されており、全ての従業員に利用可能となっている:
- 各従業員に本手順のコピーを配布している。
- オプション – その他の対策の説明:

B. 物理的距離を確保するための対策

屋内食事エリア

- 屋内座席エリアの顧客数は、屋内最大収容人数の25%または収容人数100人のいずれか少ない方に制限されている。可能な場合は、駐車場を再構成して、人の集まるような場所を制限し、適切な間隔を確保できるようにする。
 - 屋内食事エリアの最大顧客数は次のとおり
- 異なるテーブルに座っている顧客間で少なくとも6フィートの物理的距離を確保するために、1つのテーブルの椅子の背もたれから顧客が座っている隣のテーブル椅子の背もたれまでを測定したときに、テーブルの間隔が少なくとも6フィートになるように配置する。これにより、テーブルとテーブルの間を移動し、テーブルについている顧客が椅子を押し出して座ることができる。プレキシガラスや他の仕切りは、必須とされるテーブル間の距離と顧客間の距離の確保の代替にはならない。下記の「許容される収容人数で承認される座席配置の例」セクションを参照する。
- 施設の屋内席のテーブルに座ることができるのは、1グループ当たり6人以下に制限される。屋内の各テーブルに着席するすべての人は同一世帯の個人でなければならないので、互いに6フィートの距離を取って着席する必要はない。着席する前に、案内係は、屋内テーブルを共有するすべての人が同一世帯の人でなければならないことを店頭で顧客に通知する。
- グループのすべての人がCOVID-19に対するワクチン接種を完了していること証明する場合、テーブルごとに最大4人、異なる6世帯以下の人と一緒に座ることができる。ワクチン接種を完了したと申告した顧客は、同伴者と一緒に座る前に、写真付きの身分証明書とワクチン接種完了の証明を運営者に提示することが必須である。これには、ワクチン接種カード（ワクチン接種を受けた人の氏名、提供されたワクチンの種類、最後に接種を受けた日付を含む）、または別の書類としてのワクチン接種カードの写真、または携帯電話もしくは電子機器に保存された接種を受けた人のワクチンカードの写真、または医療従事者から提供されるワクチン接種に関するワクチン接種完了の書類などがある。

屋外食事エリア

- 屋外座席エリアの顧客数は、物理的距離を確保するのに十分な数に減らしている。屋外座席エリアのテーブルは1つのテーブルの椅子の背もたれから顧客が座っている隣のテーブル椅子の背もたれまでを測定したときに、テーブルの間隔が少なくとも6フィートになるように配置する。プレキシガラスや他の仕切りは、必須とされるテーブル間の8フィートの距離と顧客間の6フィートの距離の確保の代替にはならない。下記の「許容される収容人数で承認される座席配置の例」セクションを参照する。
- 屋外座席エリアの最大顧客数は以下のように制限されている: _____、これはテーブルが隣のテーブルから少なくとも上記のように間隔が取られており、各テーブルに最大8席ある場合に、利用可能な座席の

総数によって決定される。

- ❑ 施設内の屋外テーブル席は、1グループあたり8人以下に制限されている。屋外のテーブルに着席しているすべての人は、3世帯以下の世帯からの者でなければならない。着席する前に、接客係は、テーブルを共有するすべての人が3世帯以下の世帯の者でなければならないことを口頭で顧客に通知する。
- ❑ グループのすべての人がCOVID-19に対するワクチン接種を完了³していること証明する場合、テーブルごとに最大8人、異なる8世帯以下の人と一緒に座ることができる。ワクチン接種を完了したと申告した顧客は、同伴者と一緒に座る前に、写真付きの身分証明書とワクチン接種完了の証明を運営者に提示することが必須である。これには、ワクチン接種カード（ワクチン接種を受けた人の氏名、提供されたワクチンの種類、最後に接種を受けた日付を含む）、または別の書類としてのワクチン接種カードの写真、または携帯電話もしくは電子機器に保存された接種を受けた人のワクチンカードの写真、または医療従事者から提供されるワクチン接種に関するワクチン接種完了の書類などがある。
- ❑ 施設は収容人数制限を確実に遵守するためにすべての入口で顧客の出入り口を厳密かつ継続的に人数の計測を行い収容人数を確認する。計測が不十分であったり、計測が行っていない、または収容人数が過剰であると思われる運営者は、公衆衛生検査官の裁量により、施設が公衆衛生検査官がこれらの問題が修正されたと判断するまで一時的に閉鎖される場合がある。閉鎖された場合、物理的距離を維持するために、入口と入口とは別の出口を明確に区別する。
- ❑ 目印などを使用するなどして物理的な距離を維持しながら、顧客を外に並ばせる準備をする。必要に応じてフェイスマスクを着用した従業員（または複数の入り口がある場合は複数の従業員）を最も近い顧客から少なくとも6フィートの距離を保ちつつドアの近くに配置し、顧客と6フィートの距離をとりながら収容人数を確認し、施設が最大収容人数の上限に達した場合、または予約時間まで、顧客を入口の外側に6フィート離れて並ぶよう指示する。
- ❑ 屋外構造物を利用する施設は、カリフォルニア州保健省の屋外事業運営のための一時的構造物の使用に関する必須ガイダンスで指定されている、屋外設定に関する州の基準に準拠する必要があります。州の屋外設定の基準を満たさない屋外構造物は、屋内設定として分類され、占有率は25%に制限される。
- ❑ アルコール飲料の準備・提供の目的で使用されるバーカウンターでの飲食物の提供は許可されていない。
- ❑ テレビまたはその他の画面は、屋内の食事エリアの顧客の視聴用に使用できる。
- ❑ 屋外でのライブエンターテインメント、レストランの再開手順、付録Iの屋外ライブエンターテインメントの要件に準拠する。屋内でのライブエンターテインメントは許可されていない。
- ❑ 施設は屋内でのレセプション、宴会、その他のアレンジメント、団体、招待式のイベント、またはいかなる集会をも主催することは許可されていない。
- ❑ 可能であれば、物理的距離を維持するために、入口と入口とは別の出口を明確に区別する。
- ❑ 顧客または従業員が列に並ぶ場所で物理的距離が守られるようにするための対策。これには、チェックスタンドとサーベランス、カウンターライン、トイレ、エレベーターロビー、ホストスタンドと待合エリア、係員付き駐車サービスのドロップオフとピックアップ、及び顧客が集まるその他のエリアが含まれます。
 - 一般の人々が列を作ったり立つ可能性のある場所に、6フィート間隔でテープまたはその他のマーキングを配置する。
 - 可能であれば、従業員と顧客がすれ違うことを防ぐために、廊下や通路を一方通行にする。
 - 可能であれば、物理的距離の手順が守られていることを監視するために、フェイスシールドとフェイスマスクの両方を着用している従業員を上記のエリア付近の最も近い顧客から少なくとも6フィート離れている場所に配置する。
- ❑ 人と人とのやり取りを減らすためにモバイル注文やメニュータブレット、非接触型決済オプションなどの技術的解決策を可能な限り実践している。
- ❑ 顧客、配達ドライバー、そして従業員が接触する際に物理的距離を置けるようにデザインする。

³ 接種を2回受ける必要のあるワクチン（Pfizer-BioNTechまたはModerna製）の場合、2回目の接種を受けてから2週間以上、またはワクチンを接種が1回で済むワクチンの接種を受けてから2週間以上経過している（Johnson&Johnson[J&J]/Janssen製）人が、ワクチン接種完了者とみなされます。

- レストランの屋外で顧客、ベンダー及び配達員またはその他の人が待機する場所の床に、物理的距離を実施するような印をつける。
- 可能な場合、ピックアップと配達の際に接触の無いプロセスを行ったり、顧客に対応する際に電子システムを実施する
- 可能な場合、従業員と顧客の間のやり取りを1回につき最大5分までに制限する。
- スタッフと顧客の接触を制限する。
 - 6フィートの物理的距離を確保することが難しいレジ、ホストスタンド、注文カウンターなどに、仕切りやプレキシガラスなどで物理的なバリアーを作る。
 - 個々のグループにサービスを提供する従業員の数を制限する。
- 従業員や顧客がトイレ、廊下、バー、予約場所、クレジットカードターミナルなどの人通りの多い場所に集まらないように指示する。
- オフィス、キッチン、食料貯蔵室、ウォークイン冷凍庫、その他の従業員が頻繁に通る全ての場所で物理的距離対策を行う。
 - 偶発的な接触は予期されているものの、これらの接触を15分以下（10分が好まれる）に制限し、全ての従業員が常時フェイスマスクを着用していることを目標とする。

C. 感染防止対策

再開前に確認すべき事項

- HVACシステムは営業再開の前の30日以内、HVAC技術者によって点検を受け、良好な状態で正常に作動しており、可能な限り最大限換気量を増やす。効果的な換気は、微細なエアロゾルの拡散を抑制するための最も重要な方法の1つである。
 - 持ち運び可能な高効率空気浄化を導入したり、建物のエアフィルターを最も高効率なものにアップグレードするなど、作業エリア全域の外気を増やし、換気を良くするためのその他の変更を加えることを検討する。
 - 詳細については、カリフォルニア州公衆衛生局の[屋内環境に於ける換気、空気濾過、及び空気質に関する暫定的なガイダンス](#)を参照する。
 - 注意：換気及びその他の室内空気質の改善は、フェイスカバーの着用、物理的距離、頻繁な手洗い、異なる世代の人が集う活動の制限を含む必須とされる保護措置に追加されるものであって、それを代替するものではありません。（適切な呼吸器保護用品の使用を必要とする特定の高リスク環境を除く）
- これまで閉鎖されていた施設は、再開前に各温水・冷水蛇口から（温・冷）水を5分間流して、施設の配管内にある古い水を新鮮で安全な水に変える。
- 施設内（特にこれまで閉鎖されていた場合）を（COVID-19に対する使用が承認されている製品を使用して）徹底的に清掃・消毒・殺菌する。
 - 清掃の需要の増加に対して、必要に応じて第三者の清掃サービスを雇うオプションを探す。
- 顧客に直接対応する全ての従業員向けに、座席エリア、ホストスタンド、飲み物を準備する場所などに手指消毒剤や消毒ワイプを含む適切な消毒剤を配置する。
 - 衛生供給品が適切に操作し、常時在庫を保っていることを確認し、必要な場合は追加の石鹸、ペーパータオル、手指消毒剤を提供する。
 - 手を触れずに使える手指消毒剤、ソープディスペンサー、ペーパータオル、ごみ箱を導入することが推奨される。

- ❑ 配達を受け取るためのドロップオフの場所を、人の出入りの多い場所から離れたところに指定する。可能な限り人と人との接触が起こる商品の配達を避ける。

食品の安全性に対する考慮事項

- ❑ カリフォルニア州小売食品コード(CRFC)に記載されている全ての食品安全実践に準拠し、それを維持する。
 - 温かい食品を135°Fかそれ以上、冷たい食品を41°Fかそれ以下に保つ。
 - CRFCの要件に従って、食品を完全に調理する。
 - CRFCに記載されている必須の頻度で食器や機器を清掃・消毒する。
 - 病気の時は出勤しない、頻繁に手を洗う、CRFCで必須とされているように手袋を使用するという、従業員健康衛生実践に従う。
 - 全ての食品と食品素材は承認されている食料供給源から提供されていることを確認する。
 - 食品の調理をする従業員は、勤務中に作業場を変えて、他の作業場に入らないように指示される。
- ❑ 炭酸飲料ディスペンサーなどのセルフサービスマシンの扱い、食品担当従業員によって行われ、頻繁に触れる表面は毎時間洗浄・消毒する。
- ❑ 顧客が集まったり、食品または他の顧客が使う食品器具に触れる場所は閉鎖される。これらの器具は個々の顧客に提供されており、使用後は廃棄するか、使用するごとに適切に洗浄・消毒する。これらは以下を含むが、これらに限定されるものではない：
 - 調味料を入れる容器、食器、ナプキン、カトラリー、ストロー、持ち帰り用容器などがセルフサービスで使用可能な場所。
 - サルサバー、サラダバー、ジュース、デザート、試食などのセルフサービス食品エリア。
 - 顧客向けの食後の飴、ナッツ、爪楊枝は、勘定書と共に提供するか、要求があった時のみに提供する。
- ❑ 顧客の使用前に包まれていない銀食器は複数の従業員が取り扱うのではなく、指定された食品従業員が、顧客に提供する前に銀食器を包む作業を担当する。
- ❑ テーブルで、または一般的な容器（ピッチャー、カラフェ、デカンター、ボトルなど）からの飲み物の補充は許可されない。顧客の補充用に清潔なガラス製品を提供する。

施設に関する考慮事項

- ❑ トイレを定期的な点検し、承認されたEPA消毒剤を使用して少なくとも1日1回、または必要に応じて定められた頻度で清掃・消毒している。
- ❑ 勤務時間ごとに食品調理従業員が一人、必要に応じて追加の消毒・殺菌の作業を監督・施行するよう指定されている。
- ❑ 頻繁に触れる物の表面とアクセスエリアの清掃・消毒の計画を持ち、それに従っている。
 - 顧客が食品をピックアップしたり支払いをする際の共通エリアや頻繁に触れる物（テーブル、ドアノブや手すり、クレジットカードリーダーなど）は、運営時間中EPAに承認された消毒剤で少なくとも1日に1回消毒する。
 - 人通りの多いエリアにある物の表面、またはマスクを着用していない個人にさらされている物の表面の洗浄と消毒の頻度を増やす。
- ❑ 施設は毎晩営業時間後に（COVID-19に対して効果的な承認された洗剤を使って）隅々まで清掃・消毒する。可能な限り、清掃を完了したこと監視するために記録をする。
- ❑ 音響ヘッドセットやその他の機器は、毎使用後に適切に消毒されない限り、従業員の間で共有しない。適切な消毒の仕方は機器の製造元に問い合わせる。

- 多目的食器を洗浄する食器洗い担当従業員は、フェイスマスク、保護メガネ、及び/もしくはフェイスシールドを使って、しぶきによる汚染から目、鼻、口を保護するよう防護具を提供される。食器洗い担当従業員は不浸透性のエプロンを提供され、頻繁に交換する必要がある。フェイスシールドや保護メガネなどの再利用可能な防護具は、使用する度に適切に消毒する。
- 手指消毒剤、ゴミ箱などの適切な衛生製品を顧客の出入り口、及びその他の共用スペースに設置している。一般の人が利用できるよう手指消毒剤とゴミ箱を屋外飲料サービスエリアの入口またはその付近に設置している。

カスタマーサービス・食事エリア

- 顧客は、屋内外の座席エリアに入る際、屋内外の食事エリアを歩き回る際、フェイスシールドを使用する際を含む、飲食をしていない場合にフェイスマスクを着用するように指示される。これは全ての成人と2歳以上の子供に適用される。医療従事者よりフェイスマスクを着用しないように指示されている個人は状態が許す場合に限り、州命令に準拠した下端にドレープが付いたフェイスシールドを着用しなくてはならない。ドレープはあごの下にフィットするものが推奨される。一方、片付けのマスクは使用してはならない。従業員と他の利用客の安全をサポートする為に、フェイスマスクを保持していない利用客が利用できるものを用意する。
 - 顧客は、テーブルに座って飲食している場合のみフェイスマスクを取り外すことができる。
 - 飲食中は、着席しなければならない。顧客は、飲食している際中に歩き回ったり立ったりすることはできない。
 - フェイスマスクの着用を拒否する顧客に対して、サービスを拒否して施設から出るよう要求することができる。
- 顧客への指示。顧客と別の顧客の間で各テーブルを消毒後、施設は、少なくとも以下のまたは実質的に同様の指示を記載した看板またはボード（3x5フィート以上）をテーブルに配置する。

「簡単なガイドラインに従うことにより、営業を継続することができ、スタッフやお客様を保護できるようご協力をお願いします。」

 - 飲み物が配膳されるまで、または飲み終わった後は、マスクを着用してください。
 - 給仕係がテーブルに近づいたときにマスクを着用してください。
 - テーブルから離れたときは、マスクを着用してください。
 - 手を洗ったり消毒してください。

スタッフとお客様の健康を守るためにご協力いただきありがとうございます！」

卓上用のCOVID-19安全案内の例は、

<http://publichealth.lacounty.gov/media/Coronavirus/docs/food/TableTop.pdf>からダウンロードできる。看板、デジタルボードなどの他のオプションを飲料サービスエリアで使用して、顧客が着席しているとき、および施設にいる間、これらの指示を顧客に通知及び促す。

- 音楽やテレビの音量は、ウェーターが顧客に近づくことなく顧客の注文を聞くことができるように調整する。
- 訪問者が施設に入る前に入場時のスクリーニングを行う。症状の確認には咳、息切れ、呼吸困難、発熱または悪寒、そしてその個人が現在隔離・検疫命令下にあるかどうかを含む。これらの確認は対面で行うか、オンラインチェックインシステム、またはこれらの症状のある訪問者は施設内に入場してはならないことを通告する看板を施設の入り口に提示するなどの方法で行う。
 - 症状確認で陰性の場合（クリア）。過去 10 日間に症状がなく、既知の COVID-19 症例との接触がない場合は、その日の入場が許可される
 - 症状確認で陽性の場合（クリアしない）
 - その個人が過去 10 日間に既知の COVID-19 症例と接触した場合、または現在検疫命令を受けている場合、その個人は施設に入ることはできず、自宅で検疫するために直ちに帰宅させる。ph.lacounty.gov/covidquarantineに掲載されている検疫の手順を提供する。

- その個人が上記の症状のいずれかを示しているか、現在隔離命令を受けている場合、その個人は施設に入ることはできず、自宅で隔離を行うために直ちに帰宅させる。
ph.lacounty.gov/covidisolationに掲載されている隔離手順を提供する。
- 給仕係、給仕助手、及び顧客が使用するアイテム（汚れたカップ、皿、ナプキンなど）を移動したり、ゴミ袋を扱ったりするその他の従業員は、その作業を完了した後、手を洗う。これらの従業員にエプロンを提供し、エプロンは頻繁に交換する。
- 再利用可能なメニューは、顧客ごとに洗浄・消毒する。固定されたメニューボード、電子メニュー、モバイルデバイスからダウンロードできるメニューなどの代替の方法を採用することを考慮する。
- 顧客の座席エリアは、使用の毎に清掃及び消毒する。座席、テーブル、及び他のテーブル上にあるアイテムは、使い捨てにするか、顧客間で清掃/消毒する。各テーブルのテーブルクロスは、ゲスト間で交換するか、またはゲスト間で清掃及び消毒できるよう硬質で非多孔質の表面のものを使用する。
- 持ち帰り用容器は顧客が自分で詰め、リクエストがあった場合にのみ利用可能にする。
- 現金以外の支払い方法が推奨される。その食品施設で可能な限り、顧客が自分でクレジットカード・デビットカードをスワイプして支払いを行うようにし、ゲストが使用した際、そのカードリーダーを消毒する。
- テーブルクロスやナプキンなどの顧客のテーブルで使用された布、ナプキンは、顧客が使用するたびに取り外す。汚れたリネンを取り扱うときは、従業員は手袋を着用する。
- オプション - その他の対策の説明（例：シニアのみの時間を提供する、ピーク時以外の入店を推奨する）

D. 従業員及び一般市民とコミュニケーション

- 本手順書のコピーまたは、印刷した施設のロサンゼルス郡COVID-19安全コンプライアンス認定書を施設の一般向け出入口の全てに掲示する。COVID-19安全コンプライアンス自己認定プログラムを完了するための詳細については、<http://www.health.lacounty.gov/eh/covid19cert.htm>を参照する。施設は、要求に応じて、閲覧できるよう施設の現場に手順書のコピーを保持する。
- 顧客に、6フィートの物理的距離を置くこと、レストラン入店後に手を洗うか手指消毒剤を使用すること、飲食時以外にはフェイスマスクを着用すること、そして病気の時やCOVID-19の症状のある場合は自宅待機することを促す看板を、すべての入口に掲示する。企業が使用できる追加のリソースと看板の例については、[郡公衆衛生局のCOVID-19ガイドンに関するウェブページ](#)をご覧ください。
- 施設のオンライン発信（ウェブサイト、ソーシャルメディアなど）で、施設営業時間、フェイスマスク着用の必要条件、事前注文、予約、事前支払い、ピックアップや配達、その他の関連情報を明確に提供する。

E. 重要サービスへの公平なアクセスを確保するための対策

- 顧客・クライアントにとって重要なサービスを優先している。
- 遠隔操作で提供できるトランザクションまたはサービスはオンラインに移行する。
- 移動が制限されている、または公共スペースにいる事で病気にかかるリスクが高い顧客の為の商品及びサービスへのアクセスを保証するための対策を講じている。

企業は 上記に含まれていない追加対策について別紙に記載し本文書に添付して下さい。

本手順に関するご質問やご意見は以下の者までご連絡下さい。

企業担当者名：

電話番号：

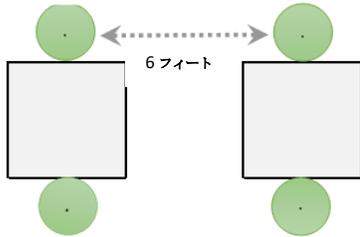
最終更新日：

削除済み - 無効

座席配置の例

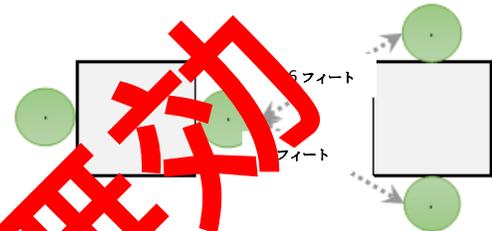
以下の6つの図は、屋内および屋外の座席の例として使用されることを目的としています。仕切りを使用して、テーブル間の距離を縮めたり、座席数を増やしたりすることはできません。テーブルの端から隣のテーブルの端の間隔を8フィート取ると、異なる世帯の顧客間で少なくとも6フィートの物理的距離が確保されます。

図 1



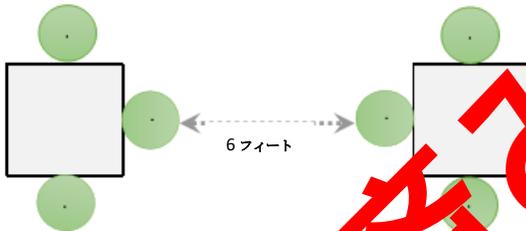
並列
椅子間 6 フィート
椅子の端から端まで

図 2



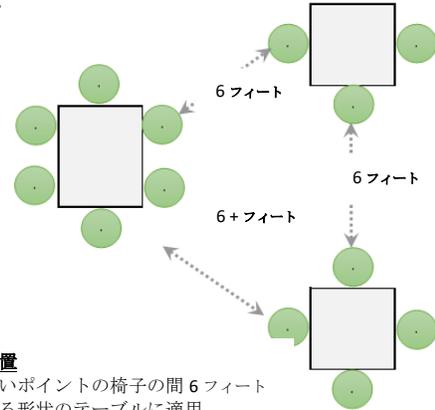
並列
隣接するテーブルの顧客間の 6 フィート
椅子の端から椅子の端まで

図 3



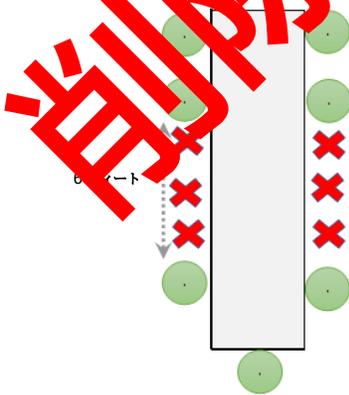
並列
背中合わせに配置した椅子の背もたれ間
6 フィート

図 4



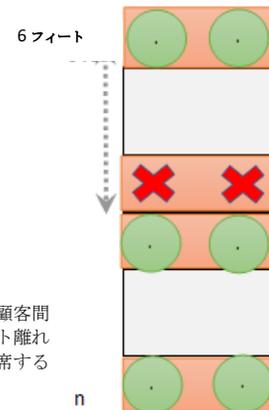
千鳥配置
最も近いポイントの椅子の間 6 フィート
あらゆる形状のテーブルに適用

図 5



共同スタイルテーブル
別のグループの最も近い人との距離 6 フィート
椅子の端から椅子の端まで

図 6



ブース
固定ブースは、顧客間
の最低 6 フィート離れ
るようにして着席する
ことができる